

第 4 章

分野別方針

第4章 分野別方針

1. 土地利用方針

本市の土地利用は、区域区分のもと、引き続きメリハリのある土地利用を誘導していきます。また、今後は将来的な人口減少を見据えたコンパクトなまちの形成に向け、鉄道駅周辺や支所周辺などにおける拠点性の向上や、市街地における人口密度の維持に向けた土地利用を進めていきます。

将来都市構造で示した各拠点や土地利用ゾーンの位置づけを踏まえ、各ゾーンにおける土地利用方針を利用区分別に示します。【図4-1】

(1) 都市的土地利用ゾーンの土地利用方針

都市的土地利用ゾーンは、住宅地や商業地、工業地など都市的な土地利用を図り、便利で質の高い暮らしや、様々な都市活動を行う場として、用途地域などの地域地区や地区計画などの制度を活用し、良好な市街地環境の形成に取り組みます。

土地利用区分	土地利用方針
低層・低密度 住宅地	既存の低層・低密度の戸建て住宅を主体とした住宅地、また、今後低層・低密度の住宅地の形成を図る区域を「低層・低密度住宅地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の終盤を迎えている大谷北部第二土地区画整理事業では、良好な住宅基盤の整備が進んでおり、宅地の利用増進が図られてきました。期間内の事業完了に向けて進捗を図ります。 ●狭あい道路やオープンスペースの不足など、都市基盤の整備が進んでいない地区については、居住環境の改善を検討します。 ●住民との連携のもと、緑豊かで落ち着いたある居住環境を維持・創出します。
低中層・中密度 住宅地	戸建て住宅や集合住宅、小規模な店舗などが立地する住宅地、大規模な集合住宅団地が立地する区域を「低中層・中密度住宅地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な店舗や医療、福祉、教育などの生活に必要な施設の立地を許容することで、多様な暮らし方に対応できる居住環境を維持・創出します。 ●狭あい道路やオープンスペースの不足など、都市基盤の整備が進んでいない地区については、居住環境の改善を検討します。 ●既存の大規模団地は、周辺環境との調和や良質な住宅の供給を基本としつつ、関係機関との協議調整のもと、今後の団地のあり方を検討します。

土地利用区分	土地利用方針
都市型住宅地	上尾駅周辺の商業・業務地に隣接して広がる低中層・中密度の住宅地を「都市型住宅地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●中央拠点である上尾駅周辺に立地する多様な施設への近接性を活かし、良質で利便性の高い住宅地を形成します。 ●準防火地域の指定などにより、市街地の防災性の向上を図ります。
商業・業務地	上尾駅周辺及び北上尾駅周辺の商業地を「商業・業務地」と位置づけます。
	<p><上尾駅周辺></p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な複合商業施設や病院など、高次の都市機能が立地する、中高層・中高密度の商業・業務地を形成します。 ●本市の中心的な商業・業務地にふさわしい土地の高度利用を図るとともに、空き地や低未利用地の解消など、土地の有効活用に努めます。 ●商店街等が主体となって行う共同事業や、地域商店間、地域住民などが連携して、さらなるにぎわいの創出に向けた施策を展開します。
	<p><北上尾駅周辺></p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の副次都市拠点として、周辺住民や駅利用者の利便性を高める商業施設などの維持・集積、良質な集合住宅の供給などにより、市北部の拠点となる商業地を形成します。
工業・流通業務地	領家、大谷西部、上尾下、平塚など、工業系の産業機能が集積する区域を「工業・流通業務地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・物流業務施設が立地する市街地では、敷地内緑化を促進するなど、周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を維持・形成していきます。
住工共存地	住宅と工場が共存し、職住近接の生活環境を目指す区域を「住工共存地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅と工場が共存する地区では、必要に応じて、特別用途地区の指定や用途地域の見直しなどを検討します。
沿道サービス誘導地	幹線道路の沿道で、商業・業務施設や物流施設などが立地し、市民の生活利便性の向上や、交流人口の拡大、産業の活性化を促す区域を「沿道サービス誘導地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道サービス誘導地は、後背地の居住環境の保護や調和に配慮した商業施設などの立地を促進します。

※土地利用方針において、建築物の高さ、密度については、以下のように目安を設定します。

- ◆高さ 低層：高さ10m 程度以下（概ね3 階建て以下）
中層：高さ12 ～ 18m 程度（概ね4 ～ 6 階建て）
高層：高さ20m 程度以上（概ね7 階建て以上）
- ◆密度 低密度：容積率100%以下
中密度：容積率120 ～ 200%程度
高密度：容積率 300%程度以上

（2）田園保全・活用ゾーンの土地利用方針

田園保全・活用ゾーンは、樹林地や農地、水辺などの豊かな自然環境と、集落地の調和を維持していく地域として、無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然環境と調和した良好な営農環境と落ち着きのある居住環境の維持・保全に取り組みます。

土地利用区分	土地利用方針
田園集落地	樹林地や農地、水辺などの豊かな自然環境と、集落地の調和を維持していく区域を「田園集落地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域における無秩序な開発行為を抑制するため、開発行為に関する審査基準の見直しを検討します。 ●規模の大きな一団の土地などにおいて、土地利用転換が行われる場合には、周辺環境との調和を将来的にも担保するため、地権者などとの協働のもとで地区計画を定め、計画的な土地利用を誘導します。 ●農地は、集落地や周辺の自然環境と一体となった良好な田園風景を構成する景観資源として保全します。
公園・緑地	上尾丸山公園や上平公園などの大規模な公園、近郊緑地保全区域に指定された荒川及び周辺のまとまりのある緑地などを「公園・緑地」と位置づけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な公園・緑地や河川は、貴重な自然空間として保全するとともに、市民が自然と触れ合える空間として環境整備を進めます。

(3) 拠点機能を誘導する区域の土地利用方針

拠点機能誘導地は、本市の都市活動や地域の暮らしの中心となる区域として、各拠点の特性をふまえて、様々な都市機能の誘導に取り組みます。

土地利用区分	土地利用方針
<p>拠点機能誘導地</p>	<p>各地域の拠点となる区域を「拠点機能誘導地」と位置づけます。</p> <p>※「拠点」…周辺地域に対し生活利便性・防災性を向上させる区域</p> <hr/> <p><中央拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内外から多くの人が集い、交流する、市全体の都市活動を支える中心的な拠点として、上尾駅や市役所、大規模な複合商業施設、病院など、高次の都市機能の維持・集約、良質な中高層集合住宅の集積を図ります。 <p><副次都市拠点></p> <p>北部拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北上尾駅周辺は、周辺住民や駅利用者の利便性を高める市北部の拠点として、交通体系の再構築とともに、中央拠点に次ぐ高度な都市活動の場を目指し、大規模商業施設や公共施設などの維持・集積を図ります。 <p>西部拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上尾市児童館こどもの城周辺は、複数の幹線道路の交わる広域交流の要として、市西部に居住する住民の利便性を高めるとともに、魅力の発信源となる拠点を目指し、大規模複合商業施設や公共施設などの維持・集積を図ります。 <p><地域拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域の支所周辺は、日常的な住民の暮らしを支え、地域の中心となる拠点として、周辺住民の日常の利便性を高める商業施設や公共施設などの維持・集積を図ります。 <p><拠点共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●拠点機能誘導地に含まれる市街化区域を街並み形成推進地区として指定し、上尾市街づくり推進条例に基づく協議会の設立を促進して、協働のまちづくりを進め、地区計画などのルールづくりを行います。また、防火指定や防災設備の充実により、災害時の防災活動拠点としての機能の充足および関係機関への要望を行います。【図4-2】

第1章 計画の概要

第2章 上尾市の現状特性とまちづくりの課題

第3章 基本構想

第4章 分野別方針

第5章 地域別方針

第6章 計画の推進方針

資料編

(4) 産業系土地利用検討ゾーンの土地利用方針

産業系土地利用検討ゾーンは、幹線道路の整備効果などを活かし、周辺環境と調和した新たな産業の受け皿となる都市的な土地利用への転換を検討します。

土地利用区分	土地利用方針
産業系土地利用検討地	<p>広域都市間を結ぶ幹線道路の沿道は、土地利用需要を踏まえ、周辺環境と調和した新たな産業の受け皿への転換を検討する「産業系土地利用検討地」と位置づけます。</p>
	<p>●産業系土地利用検討地は、関係者及び関係機関と協議の上、土地利用転換の手法を選択し、産業基盤としての合理的な土地利用を図ることを検討します。また、新たに産業系の土地利用を図る場合は、周辺環境との調和のため地区計画の策定とともに都市基盤の整備を併せて検討します。</p>

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	地区計画区域面積	都市計画課	722.2ha	↗
2	土地区画整理事業の整備率	市街地整備課	89%	↗
3	緑地率	みどり公園課	28%	↗

図4-1 土地利用方針図

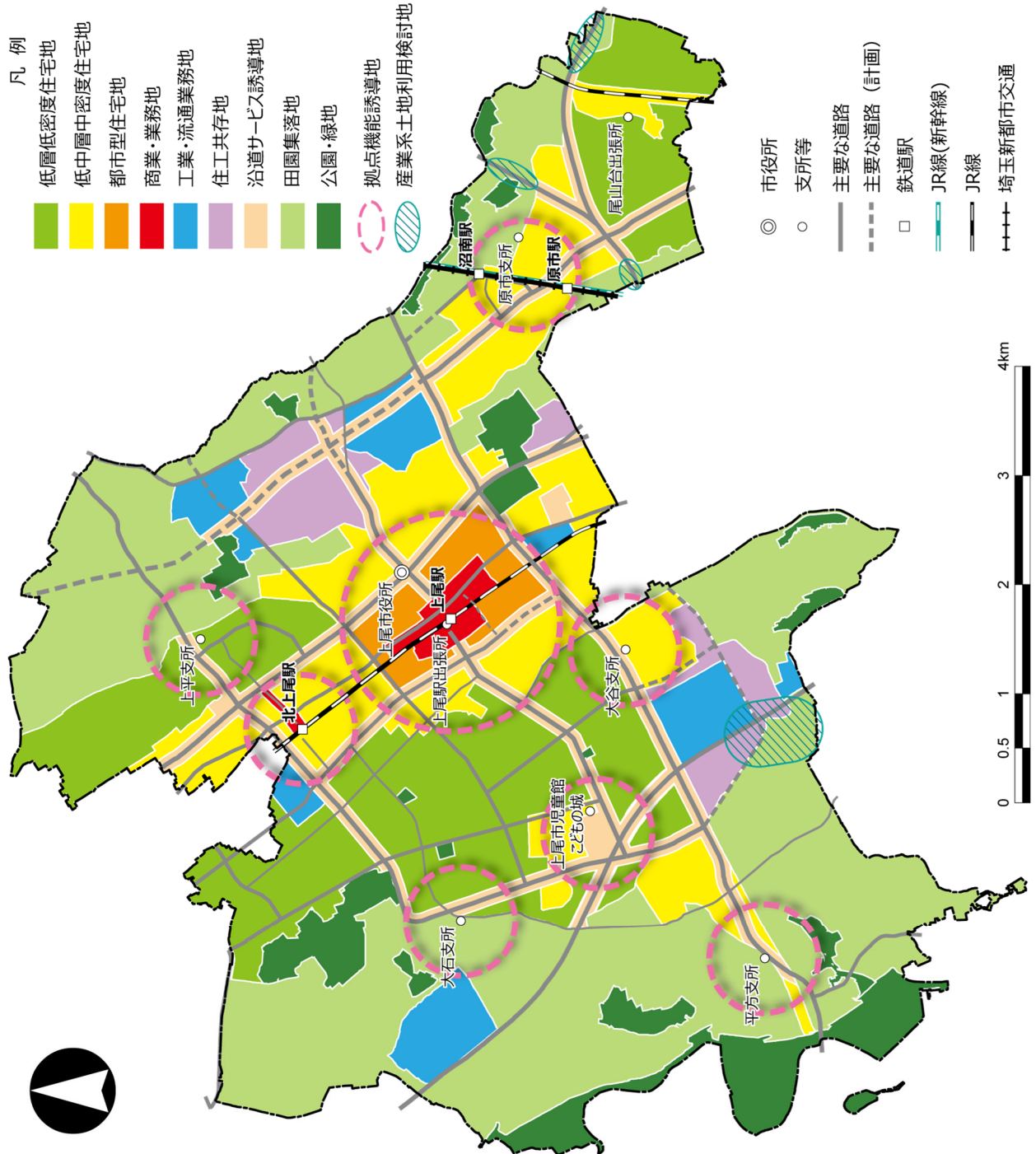
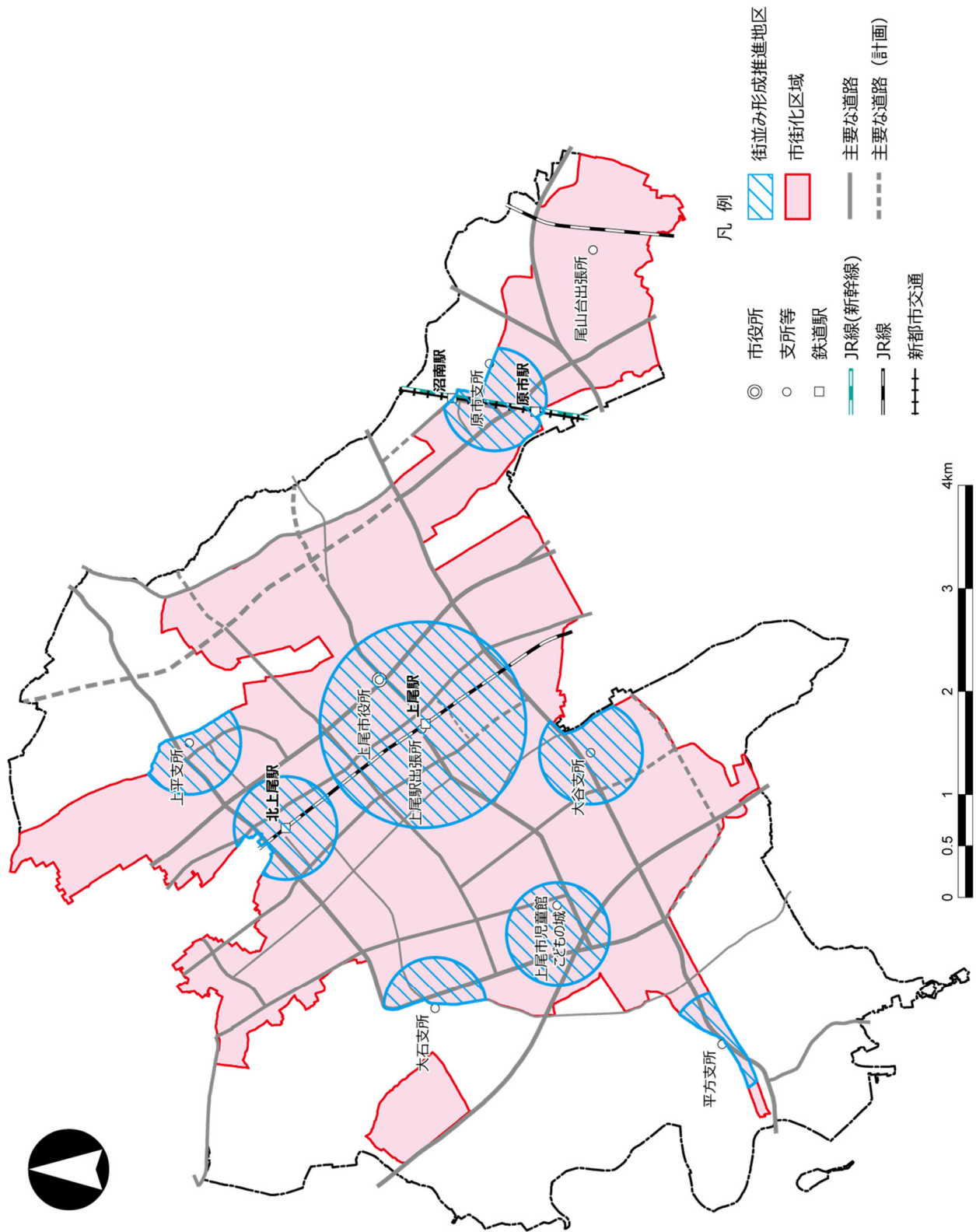


図4-2 街並み形成推進地区図



2. 都市施設の整備方針

(1) 道路

① 広域幹線道路ネットワークの構築

- ・ 県央地域と東京都心の交通アクセスの向上や、国道17号、国道17号上尾バイパス線（上尾道路）などの渋滞の緩和を図るため、首都高速道路埼玉大宮線と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をつなぐ高速埼玉中央道路（新大宮上尾道路）と（仮称）上尾南インターチェンジ・（仮称）上尾北インターチェンジの整備を促進します。
- ・ 暫定二車線で供用が開始された上尾道路の間は、全線四車線化を関係機関に要望します。
- ・ 都市計画道路原市上平線（第二産業道路）は、早期開通と環境施設帯の設置など、周辺環境に配慮した道路構造による整備を関係機関に要望します。
- ・ 都市計画道路上尾東京線（国道17号）の未整備区間については、早期整備に向け関係機関との調整を図ります。



上尾道路

② 都市内幹線道路ネットワークの構築

- ・ 都市計画道路上尾久喜線については、JR高崎線交差部の立体交差事業を関係機関との連携により推進します。また、上尾道路までの延伸を検討します。
- ・ 主要地方道川越上尾線の混雑解消のため、関係機関との調整を図ります。

③ 都市計画道路の整備及び見直し

- ・ 都市計画道路西宮下中妻線の未整備区間、仲町谷津線及び沼南駅停車場線については、早期完成に向け、優先的に整備します。
- ・ 副次都市拠点と位置づける北上尾駅周辺へのアクセス性を高めるため、都市計画道路北上尾西口線の整備を検討します。
- ・ 伊奈町との広域連携のため、都市計画道路上尾伊奈線の早期整備を進めます。
- ・ 第二産業道路の整備の進捗に合わせ、都市計画道路上尾蓮田線の整備を県に要請します。
- ・ 都市計画道路中山道の環境改善のため、関係機関との調整を図ります。
- ・ 長期末整備の都市計画道路については、総合的な見地からルート変更や廃止などを含めた見直しを進めます。

④ 歩行環境の整備・改善

- ・歩行者交通量の多い道路については、適切な手法を組み合わせることによって、重点的に歩行環境の改善を進めます。
- ・狭あい道路の多い市街化区域においては、道路の拡幅整備により、狭あい道路の解消を図ります。
- ・誰もが安全・快適に通行できる道路空間を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく特定道路について、バリアフリー化を推進します。

⑤ 交通安全対策の推進

- ・生活道路や通学路での安全性を確保するため、地域の要望を踏まえながら、交通安全対策を進めます。
- ・路面標示、道路反射鏡及び道路照明灯の新設や適切な維持管理に努めます。
- ・道路沿いのブロック塀などのかき・さくは、視認性・安全性とともに、災害時の防災性に配慮し、地区計画による高さや構造などの制限を検討します。

⑥ 自転車走行環境の整備・改善

- ・自転車走行空間を確保するため、幹線道路への自転車レーンの設置を進めます。
- ・市内の回遊性を高めるため、主要な幹線道路で囲まれた区域内を自転車レーン整備優先エリアとして指定します。【図4-4】
- ・国や県、他市と連携をして、自転車で市内及び近隣都市を回遊できる環境の構築を行うなど、サイクルツーリズム（自転車観光）に取り組めます。



自転車レーン

⑦ 道路などの適切な維持管理

- ・道路や橋りょう、歩道橋、その他道路構造物については、「上尾市個別施設管理基本計画」に基づき、強度や耐久性などの点検と必要な整備・補修などを行う予防保全型の維持管理により、計画的なマネジメントを行います。
- ・街路樹や植樹帯などについては、道路空間の快適性や延焼防止効果などの多様な機能と、落ち葉や病害虫の発生、見通しの阻害などのメリット・デメリットを考慮しつつ、適切に維持管理します。

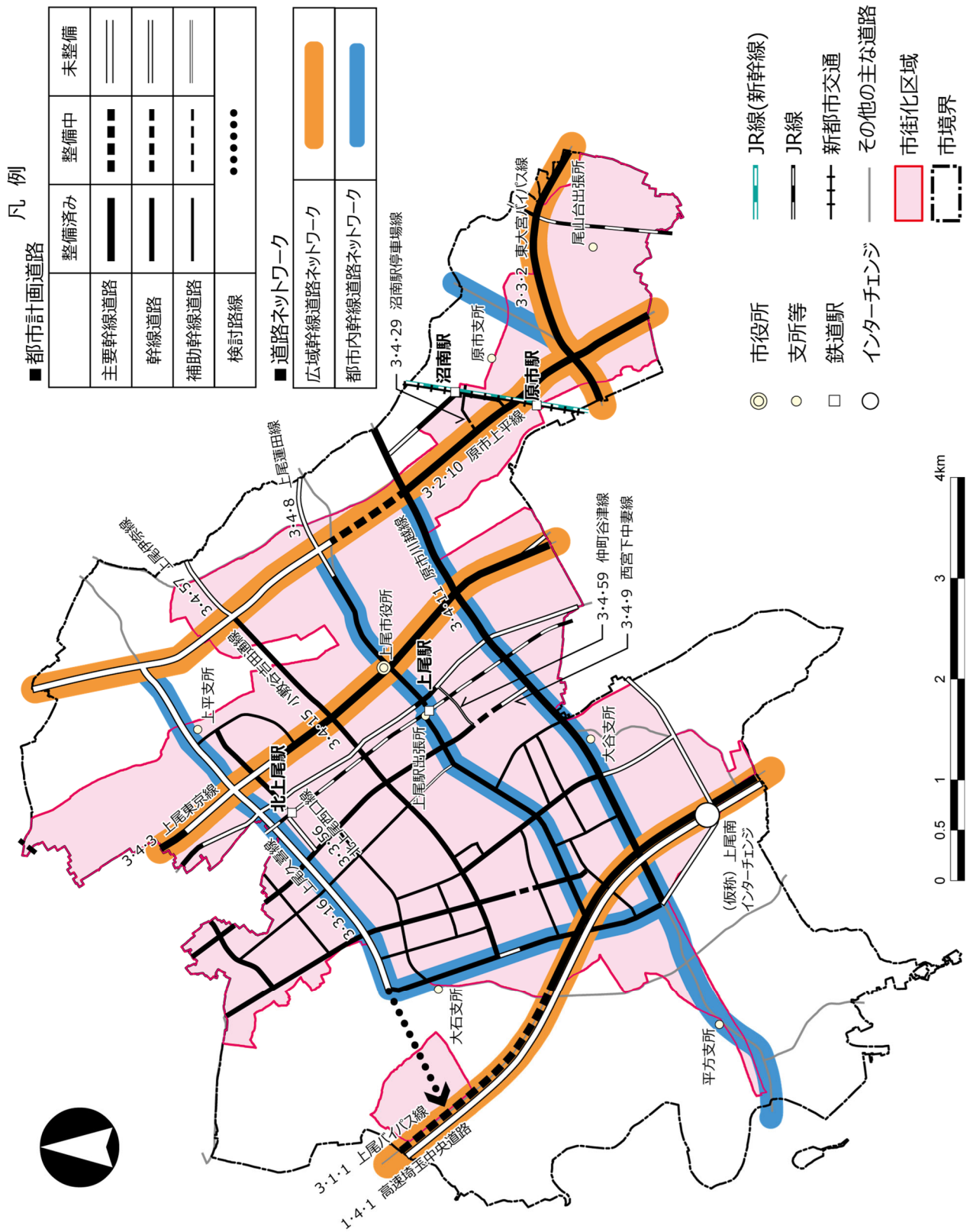
■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た 指標の方向性 (令和12年度末)
1	都市計画道路整備割合	道路課	11% ※1	↗
2	狭あい道路整備箇所数	道路課	0箇所 ※2	↗
3	バリアフリー路線整備距離	道路課	1.7km	↗
4	自転車レーン整備距離	道路課	5.6km	↗

※1：事業化されている都市計画道路（西宮下中妻線・沼南駅停車場線・上大久保線）での整備割合（事業化の状況により変更有）とする。

※2：今計画期間内における実施箇所数とする。

図4-3 道路ネットワーク方針図



第一章 計画の概要

第二章 上尾市の現状特性とまちづくりの課題

第三章 基本構想

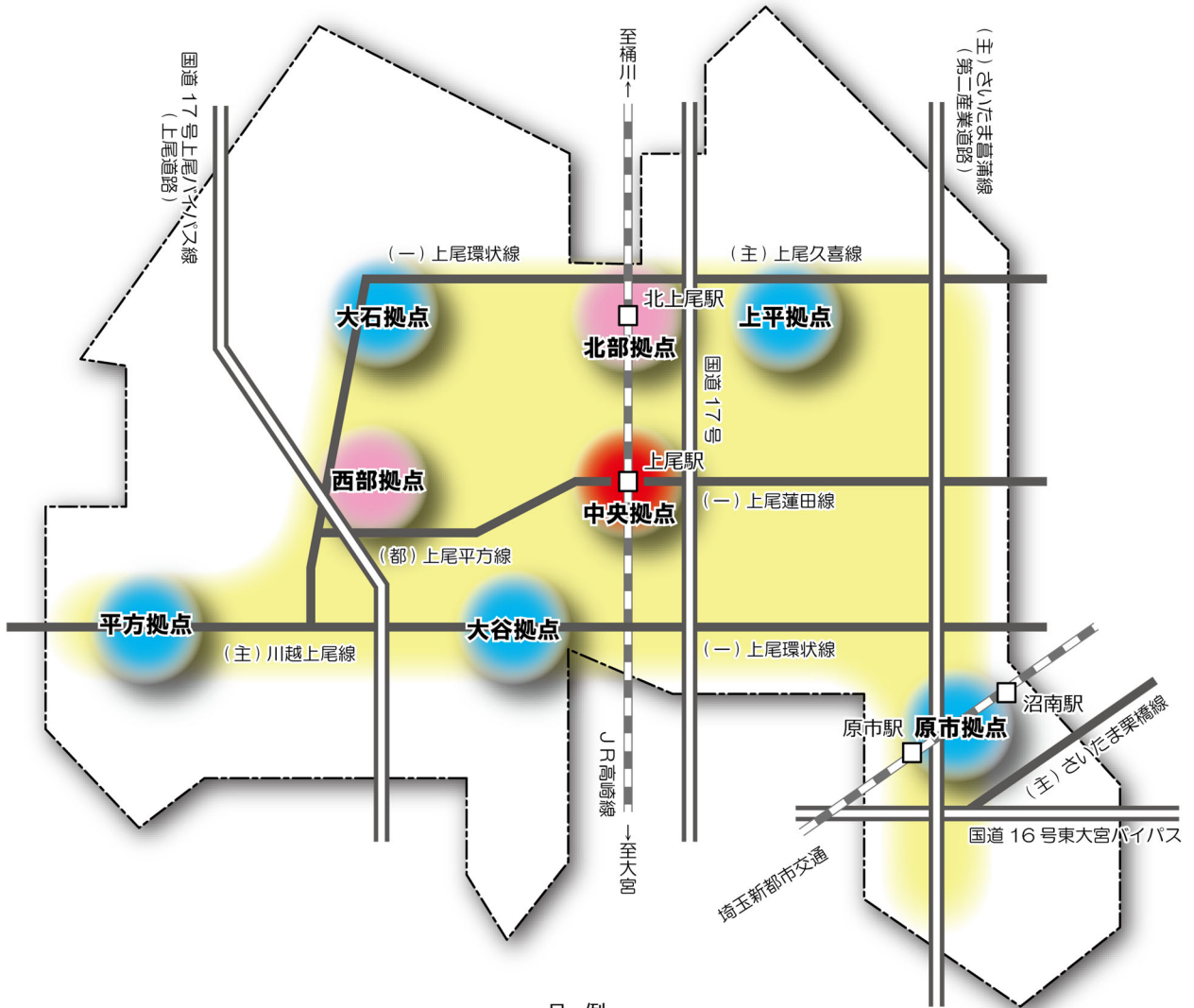
第四章 分野別方針

第五章 地域別方針

第六章 計画の推進方針

資料編

図4-4 自転車レーン整備優先エリア



凡例

<拠点>	<軸>	<エリア>
中央拠点	交通軸(広域道路)	自転車レーンを優先的に整備するエリア
副次都市拠点	交通軸(地域道路)	
地域拠点	交通軸(鉄道)・駅	

(2) 公園・緑地

① まとまりのある緑や景観的に優れた緑の保全・活用

- ・市の原風景を構成する雑木林や屋敷林、景観的に優れた緑などを保全するため、ふれあいの森やふるさとの緑の景観地などの緑地保全制度の適用や、県との協働による、ふるさとの緑の景観地の公有地化を進めます。
- ・藤波・中分ふるさとの緑の景観地に代表される雑木林や湿地帯などの自然は、次世代に引き継ぐべき貴重な財産として、市民との協働により保全します。



原市景観地

② 農地の保全・活用

- ・市街化区域内的の農地については、貴重な緑の空間として、特定生産緑地の指定などにより保全します。
- ・社会情勢の変化などを踏まえて農業振興地域整備計画を見直すとともに、農地中間管理事業の実施による担い手農家への集積促進、市民農園などの貸し農園としての活用などを通じ、農業経営の安定化や強化、都市農地の保全と多面的な活用を支援します。
- ・高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など、農業に関わる人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる農業者や将来の地域農業のあり方などを定める「人・農地プラン」の策定を進めます。
- ・利用権設定等促進事業を活用し、遊休農地の解消に向け、地権者との調整を行います。



田植え体験の写真

③ 市街地の緑化・身近なオープンスペースの確保

- ・中央拠点内においては、緑豊かな市街地環境を創出するため、屋上緑化やオープンスペースの確保に努めます。
- ・公園などが不足する市街地については、公共事業や開発等により、子供たちが身近に遊べる空間、子育て層を中心としたコミュニティ醸成の場となる身近なオープンスペースや緑の創出を推進します。



オープンスペースのイメージ

④ 利用者ニーズに対応した公園空間の確保

- ・住民参加によるワークショップや説明会などから、公園利用者が求めるニーズの変化を的確に捉え、魅力ある公園づくりに取り組みます。
- ・上尾運動公園や上尾丸山公園、上平公園などの大規模な公園については、多くの人を訪れることから、関係機関と連携しつつ適正な維持管理を行います。
- ・さいたま水上公園については、隣接する上尾運動公園とともに緑の拠点を形成しており、プール跡地の活用など、機能拡充を関係機関に要請します。



上尾丸山公園

⑤ アセットマネジメントの考え方に基づく適切な維持管理・更新

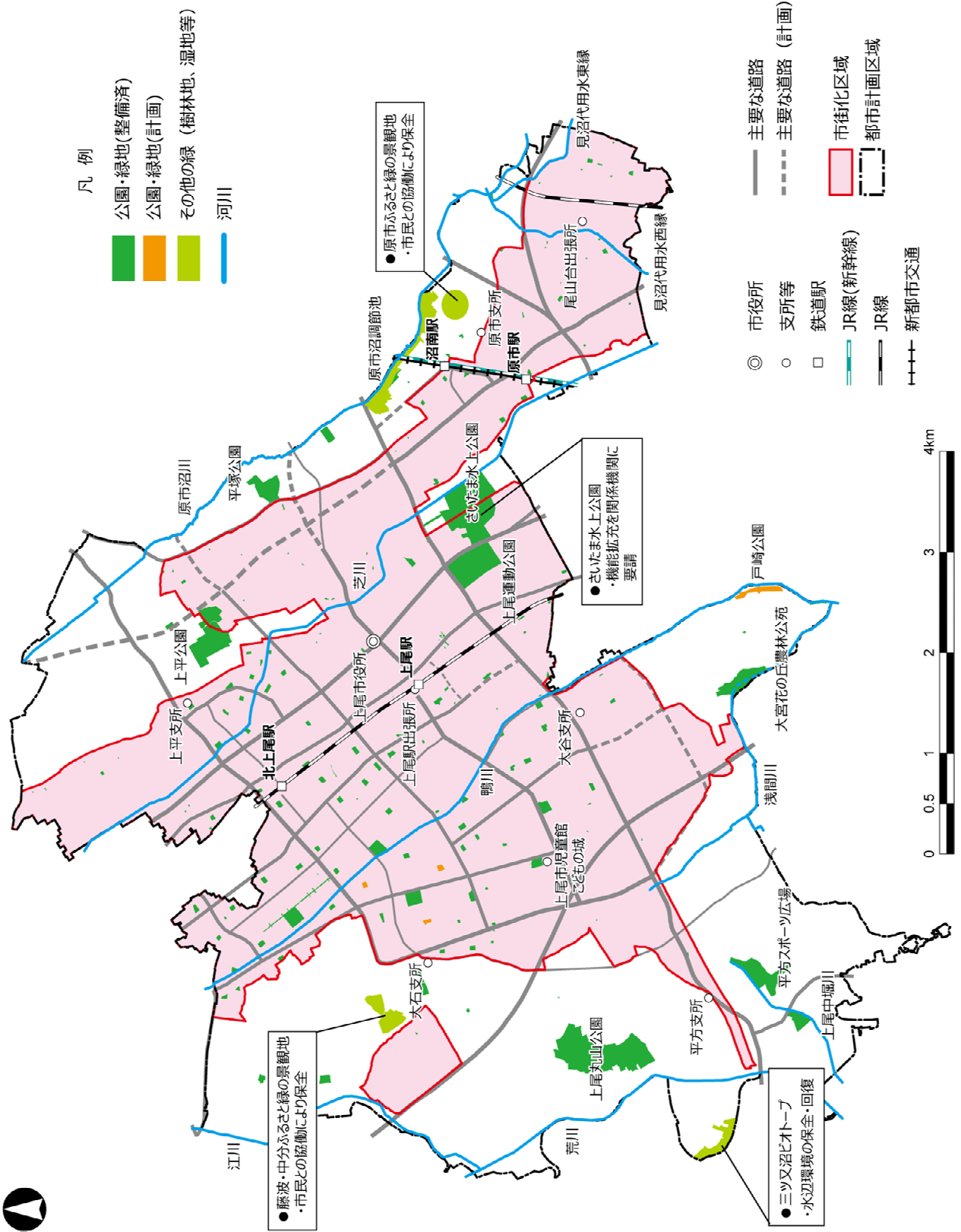
- ・公園施設については、事故などを未然に防止し、誰もが安全に安心して利用できるよう、遊具などの安全管理を徹底します。また「上尾市個別施設管理基本計画」に基づき、計画的なマネジメントのもと維持管理を行います。
- ・小規模な公園については、利用者の年齢層や利用形態などに合わせ、老朽化した遊具などの更新や撤去を進めます。
- ・公園・緑地などの維持管理・運営費の削減のため、「Park-PFI（公募設置管理制度）」や「包括的民間委託」、「指定管理者制度」など、官民連携手法の導入可能性を適宜検討し、適切な手法による公園のマネジメントを推進します。
- ・市民との協働による公園・緑地などの維持管理の実現に向け、管理協定などによる市民参加型の維持管理を促進します。

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	緑の景観地登録件数	みどり公園課	2件	→
2	ふれあいの森事業登録件数	みどり公園課	7件	→
3	中央拠点内オープンスペース整備箇所	みどり公園課	0箇所 ※1	↗
4	ワークショップ・説明会開催件数	みどり公園課	0回 ※1	↗

※1：今計画期間内における実施箇所・実施回数とする。

図4-5 公園・緑地の整備・保全方針図



(3) 河川

① 河川の整備・維持管理

- ・市が管理する河川は、総合流域防災事業計画に基づき計画的に整備・改修を進めるとともに、引き続き効率的・適切な維持管理に努めます。
- ・原市沼川の河川改修を推進します。
- ・江川の河川改修を関係機関に要望します。
- ・暗渠部などの重要構造物は、予防保全型の管理を推進します。
- ・河川管理施設は、「上尾市個別施設管理基本計画」のもと計画的なマネジメントを行い、予防保全型の維持管理を行います。

② 水と触れ合うことのできる空間としての活用

- ・市内の親水公園及び遊歩道は、水と触れ合うことのできる空間として、歩行者・自転車利用者が安全に利用しやすいよう適切な維持管理を進めます。
- ・上尾中堀川沿いにおいては、歩行者・自転車利用者が散策できる道路として、平方スポーツ広場の整備方針に合わせ、景観に配慮した整備を進めます。



芝川沿いの遊歩道

③ 自然豊かな水辺環境の保全

- ・上尾中堀川は、水辺環境を保全し、水質の浄化や生物生息空間づくりを視野に入れた多自然型護岸の整備を進めます。
- ・浅間川は、護岸整備を進めるとともに、整備済みの多自然型護岸ブロックなどの適切な維持管理に努めます。
- ・国が管理する三ツ又沼周辺の湿地帯及びその河川敷は、動植物の生息に配慮した、うるおいのある水辺環境を国や事業者、大学、環境保護団体との協働により保全に努めます。

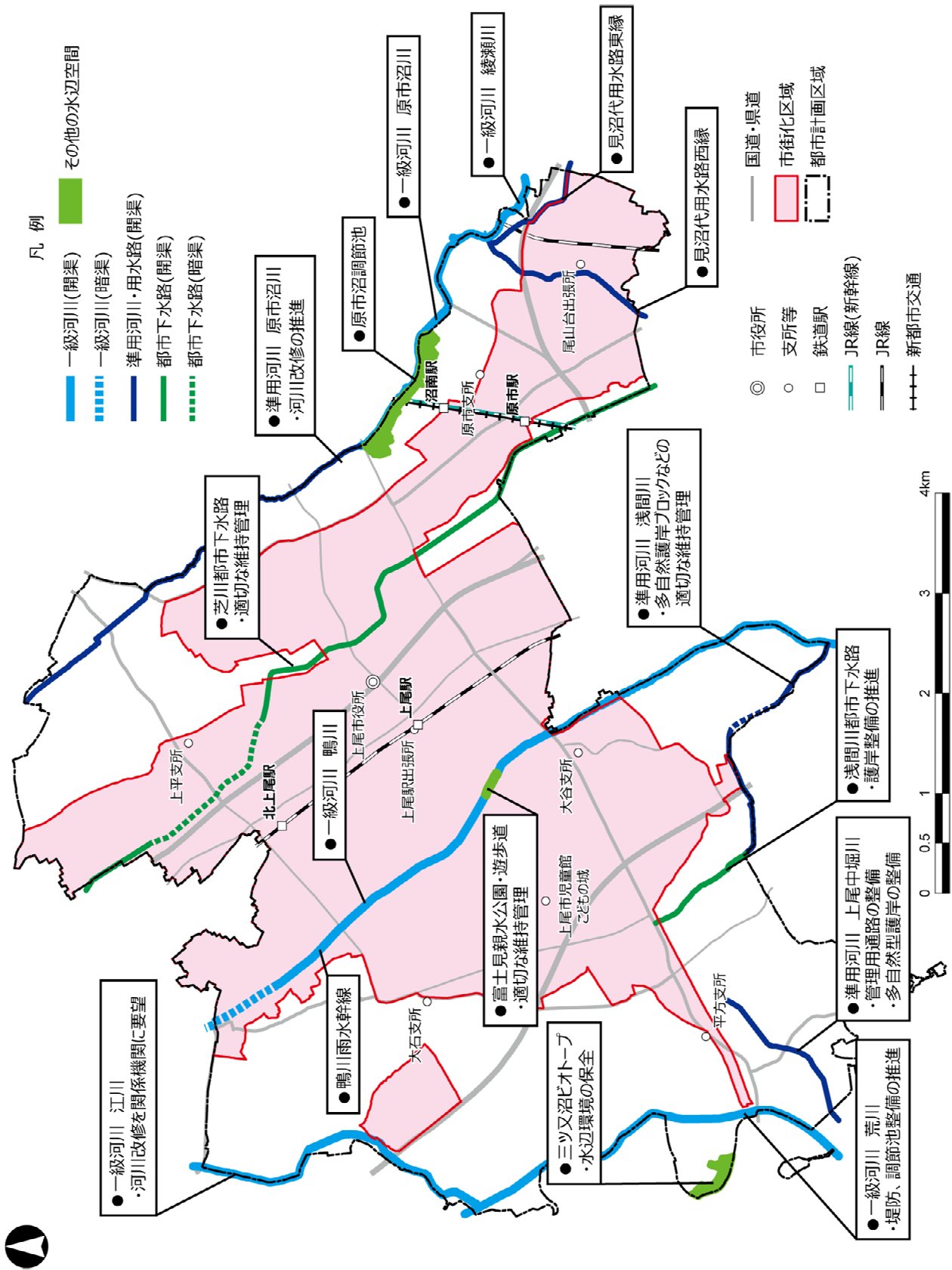


三ツ又沼ビオトープ

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	多自然型護岸整備距離	河川課	620m	↗

図4-6 河川整備方針図



(4) 上水道

① 水道施設の計画的な維持管理・更新

- ・上尾市水道事業ビジョン及び上尾市水道事業経営戦略に基づき、水道施設の更新を継続して進めます。
- ・浄水施設・配水管路は、耐震化とともに安全で確実な供給を第一とし、適正な施設能力となるよう施設の更新を進めます。
- ・施設の維持管理については、「上尾市個別施設管理基本計画」との整合を図りながら、計画的なマネジメントのもと修繕・改修を行います。また将来的な水需要を見据えながら、適正な施設能力となるよう、統廃合も検討します。



北部浄水場

② 健全な事業運営

- ・上尾市水道事業ビジョン及び上尾市水道事業経営戦略に基づき、日常業務の効率化や適切な業務委託により、サービスレベルを維持向上させるなど、持続可能な事業運営を実現します。

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	上水道管路耐震化整備率	水道施設課	29.0%	↗

(5) 下水道

① 下水道施設の計画的な整備・更新

- ・下水道施設については、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき整備を進めます。
- ・河川などの水質汚濁を防止するため、効率的かつ適正な処理区域の設定のもと、公共下水道（污水）の整備を推進します。
- ・市街地の浸水被害を軽減するため、雨水管理総合計画に基づき、公共下水道（雨水）の整備を推進します。
- ・下水道施設の整備完了後は、老朽管路や施設などの更新に軸足を置いた取り組みへと移行します。また継続して「上尾市個別施設管理基本計画」のもと計画的なマネジメントを行います。
- ・市が管理する都市下水路は、計画的に整備・改修を進めるとともに、引き続き効率的・適切な維持管理に努めます。
- ・吉田下、五番町、尾山台の各ポンプ場施設は、更新計画を策定し、計画的な改築更新を進めます。



丸山ポンプ場

② 公共下水道整備が完了していない区域における処理の促進

- ・公共下水道認可区域外は、合併処理浄化槽の設置による污水处理を促進します。
- ・小型単独処理浄化槽については、設置工事費の一部を補助することにより、小型合併処理浄化槽への付け替えを促進します。

■ 目標指標

No	指標	管理主管課	基準値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	下水道管路耐震化整備率	下水道施設課	40.7%	↗
2	下水道整備率	下水道施設課	89.1%	↗
3	合併処理浄化槽設置基数 (浄化槽整備区域内)	生活環境課	2613基	↗

(6) ごみ処理施設

① 広域ごみ処理施設の整備

- ・上尾・伊奈広域ごみ処理協議会における処理施設整備に向けた検討を進め、伊奈町内に決定した候補地で、災害・環境に配慮した新たなごみ処理施設の整備を図ります。

(7) 市街地環境

① 空き家や空き地の有効活用、適切な維持管理

- ・不適切に放置され、倒壊などのリスクが著しいと判断される特定空き家や管理不全空き家については、まちのにぎわいや安全性の低下などの要因となる可能性があることから、所有者に対して適正な管理を促します。
- ・空き家などの活用に向けた情報提供を図るとともに、「空き家等の対策に関する協定」に基づき、埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と連携した相談会を開催し、空き家などの適正管理・有効活用を促進します。
- ・利活用が可能な空き家などについては、空き家バンクの活用を通じた売却や賃貸借を促進します。
- ・市街地内の空き地については、暫定的な広場や公園としての借り上げなど、土地の有効活用を検討します。

② 犯罪を生まないまちづくりの推進

- ・道路や公園などを整備する場合には、防犯上の観点から周辺の建築物との配置関係を考慮するほか、透過性フェンスの設置や低木の植栽などによって見通しを確保し、都市の死角の発生を抑えます。
- ・防犯カメラの設置など、防犯に寄与する環境整備を促進します。

③ 環境への負荷が少ない持続可能なまちづくりの推進

- ・自主的な省エネ対策活動、長期優良住宅などの低炭素型の建築物、省エネ機器の購入などの助成事業を通じ、環境への負荷が少ないエネルギーの利用を促進します。
- ・公共施設の更新・新設においては、環境配慮型の施設整備や再生可能エネルギーの利用を推進します。

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	空き家相談会開催件数	交通防犯課	0件 ※1	↗
2	防犯設備設置件数（防犯カメラ）	交通防犯課	0件 ※1	↗

※1：今計画期間内における実施件数とする。

(8) 公共公益施設

① 効率的で効果的な施設の整備・維持管理

- ・上尾市公共施設等総合管理計画、上尾市個別施設管理基本計画に基づき、サービス水準を維持しつつ、利用しやすく効率的で効果的な施設配置を推進します。
- ・公共公益施設については、新規整備は抑制することを原則とします。
- ・施設の複合化や多機能化、更新の際に必要なとされる機能の峻別と補完をしつつ、近隣市町との広域連携による施設の共有化などにより総量を縮減します。
- ・公共施設の施設情報を一元化し、適正な維持管理・保全により、計画的に修繕・改修等を行うことで長寿命化を図ります。
- ・民間の資金、経営能力、技術的能力の活用により、市による事業コストの削減と効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、「PPP/PFI（官民連携）」の導入を検討します。

② 拠点への施設の集約化

- ・医療・福祉、文化・教育、生涯学習などの機能を有する公共施設の再編に際しては、住民サービスの向上を図るため、拠点への集約化を検討します。

③ 誰もが安全に安心して利用できる施設の整備

- ・ユニバーサルデザインを考慮したバリアフリーの施設づくりにより、誰もが安全に安心して利用できるようにします。

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た 指標の方向性 (令和12年度末)
1	PPP/PFIの導入件数	施設課	0件 ※1	↗
2	上尾市個別施設管理基本計画 達成率（期間内）	施設課	5.4%	↗

※1：今計画期間内における実施件数とする。

3. 公共交通の整備方針

(1) 鉄道

① 鉄道のサービス水準の向上

- ・JR 高崎線については、混雑解消と利用者の安全性、利便性及び快適性の向上に向け、鉄道輸送力の増強を関係機関に要請します。
- ・上尾駅、北上尾駅の駅施設及び周辺道路においては、関係機関と調整しつつ、優先的にバリアフリー化の推進を図ります。
- ・埼玉新都市交通の原市駅・沼南駅については、県をはじめとする関係機関と協力し、安全で利用しやすい駅づくりを進めます。

(2) バス等

① バスネットワークの強化、サービス水準の向上

- ・バスの利便性の向上を図るため、上尾駅・北上尾駅と各地域を結ぶシャトル輸送、各地域拠点間を結ぶセクション輸送を組み合わせた交通ネットワークを構築することで、輸送の分担による路線距離の短縮で便数の増加を図るとともに、定時性の確保など、一層のサービス水準の向上に努めます。【図4-7】
- ・バス交通のさらなる利便性の向上に向けて、各種交通計画等の継続的な見直しに努めます。

② エリアコミュニティ輸送の充実

- ・地域の交通利便性の向上に向け、シャトル輸送・セクション輸送と組み合わせ、コミュニティバスなどの様々な交通手段と連携することで、地域内を循環するエリアコミュニティ輸送の構築を図ります。【図4-7】
- ・各輸送手段の連結と利用者の円滑な乗り継ぎを実現するため、拠点周辺における乗り継ぎ場所の確保に努めます。

③ 公共交通を補完する移動手段としての自転車の活用

- ・各拠点周辺はバスライド整備エリアと位置づけ、停留所への自転車アクセスの対応や駐輪場の整備など、バスとの連携強化を図るサイクル&バスライドを推進します。
【図4-7】
- ・駅周辺の放置自転車に対応するため、需要に応じた駐輪場の確保を図るとともに、放置自転車対策を実施します。
- ・民間を活用したコミュニティサイクル（シェアサイクル）の導入など、公共交通を補完する移動手段としての自転車利用の可能性について検討を進めます。



サイクル&バスライドのイメージ

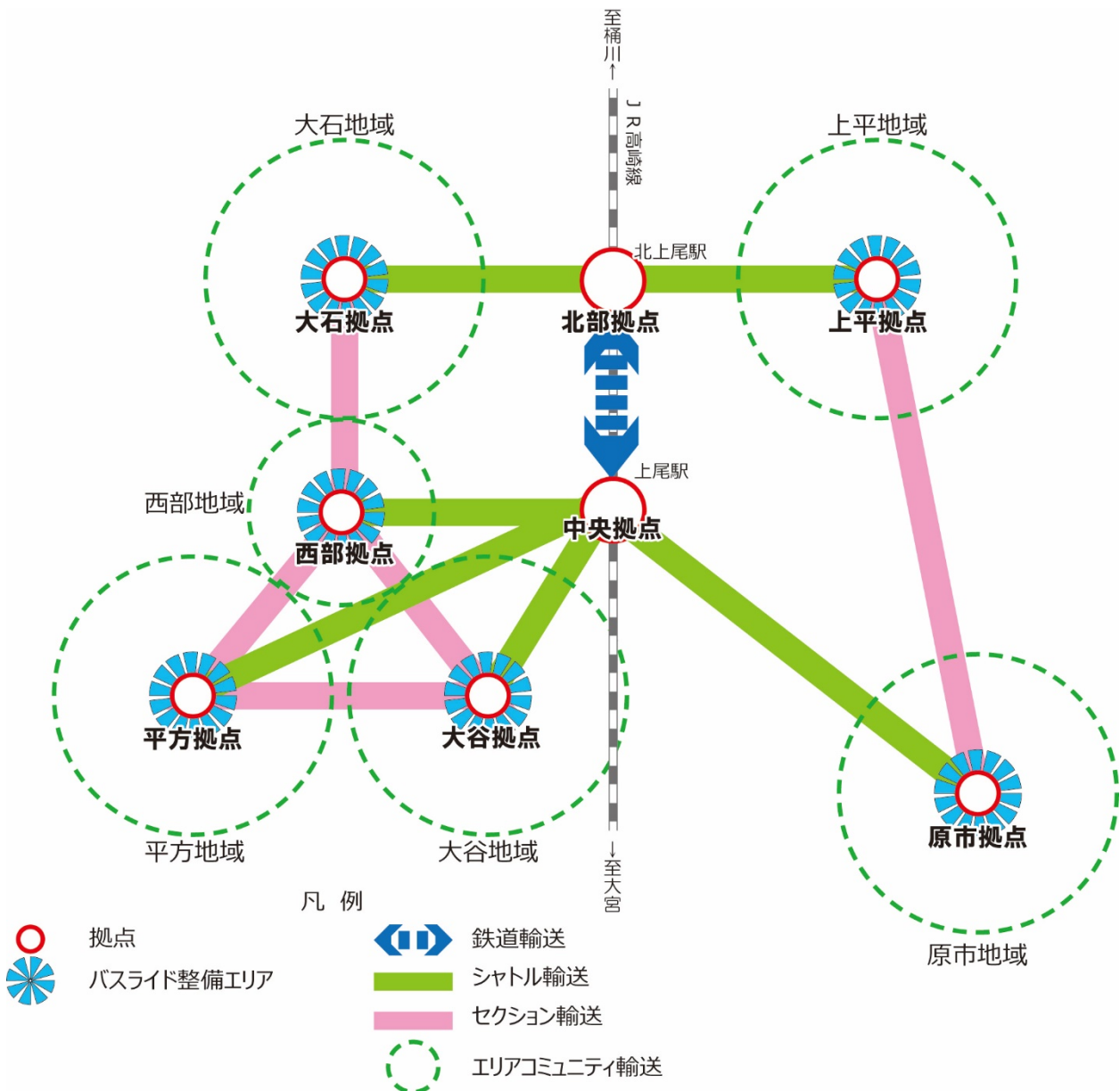
■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た指標の方向性 (令和12年度末)
1	バスライド整備エリア 駐輪場整備台数	交通防犯課	0台 ※1	↗
2	市内循環バス“ぐるっとくん” の利用者数	交通防犯課	468,262人	↗
3	市民意識調査による交通満足度	交通防犯課	-% ※2	↗

※1：今計画期間内における整備台数とする。

※2：前回の市民意識調査では未調査のため「-」とする。

図4-7 交通ネットワーク概念図



4. 都市防災の方針

(1) 震災・都市火災対策

① 延焼しにくい都市構造の構築

- ・防火地域または準防火地域の指定区域を拡大します。特に、災害発生時に各地域の復旧拠点となる市役所や支所の周辺などについては、防災機能向上地区として位置づけ、防火地域または準防火地域の指定を優先的に推進します。【図4-8】
- ・広幅員道路と沿道建築物の不燃化により、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・市街地内の緑化やオープンスペースの確保などにより、延焼遮断帯及び延焼遅延機能の強化を図ります。
- ・老朽化した建築物が密集する既成市街地においては、防災環境を総合的に改善するため、市街地再開発事業や防災街区整備地区計画、都市防災総合推進事業などの導入を検討します。
- ・地震災害に備えるため、既存木造住宅の耐震化を引き続き促進します。
- ・災害時における緊急車両の進入が可能な道路環境を確保するため、狭あい道路の拡幅や隅切りの整備、沿道の建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀の生垣化などを進めます。
- ・防災活動拠点、避難場所の周辺においては、建築物の不燃化を促進します。

② 避難場所、災害時要員の活動場所・機能の確保

- ・災害時の避難場所としての防災機能を有する公園の整備を推進します。【図4-9】
- ・県施設における避難場所・避難所の指定について、県との協議を進めます。
- ・防災活動拠点、避難場所を有効に機能させるため、公共施設の耐震化と必要に応じた建て替え、改修を推進します。
- ・災害時においても、安定した飲料水を確保するため、飲料メーカーなどと災害時における飲料水の調達等の協定の締結を進めます。
- ・消防活動の円滑性確保による消防力の向上のため、水道事業に併せて消火栓を整備するとともに、地震などによる災害に対応した耐震性防火水槽を適宜整備します。また、国が示す整備指針及び消防水利の基準との整合を図りつつ、これらの消防水利施設の維持管理を進めます。

③ 緊急輸送に対応した交通ネットワークの確立

- ・自衛隊ヘリ、都道府県防災ヘリ、ドクターヘリコプターなどの活動拠点となる飛行場外離発着場（災害用ヘリポート）の整備に努めます。
- ・災害時における緊急輸送道路の通行性を確保するため、沿道建築物や道路占用物などの倒壊、道路埋設物の損壊などの防止策を講じます。
- ・新たな都市計画道路の整備に応じて、適時、緊急輸送道路の指定を見直します。【図4-9】



ドクターヘリの写真
出典：上尾市消防本部ホームページ

④ ライフラインの強化

- ・上尾市水道事業ビジョン及び上尾市水道事業経営戦略に基づき、災害拠点病院、避難所、防災活動拠点などの重要給水施設への管路の耐震化を強化します。
- ・安全な水道水の供給のため、水質監視体制の維持・強化を継続します。
- ・中央拠点周辺の都市計画道路の整備に際しては、他インフラ事業者と連携し、電線類の地中化を検討します。
- ・ガス・電気等のライフラインについても、各事業者の技術やBCP対策の情報を把握し、連携強化を図ります。

⑤ 復興まちづくりの推進

- ・発災後、迅速かつ着実に安全安心な復興まちづくりができるように、「埼玉県震災都市復興の手引き」に基づき、県と連携しながら発災後の手続きの整理や復興方針の検討、復興まちづくりイメージトレーニングなどの事前復興準備に取り組みます。
- ・復興まちづくりイメージトレーニングの結果や復興方針を踏まえ、予防・減災の視点から密集市街地の改善や緊急輸送道路の機能確保、防災活動拠点の耐震化などに総合的に取り組みます。

図4-8 防災機能向上地区図

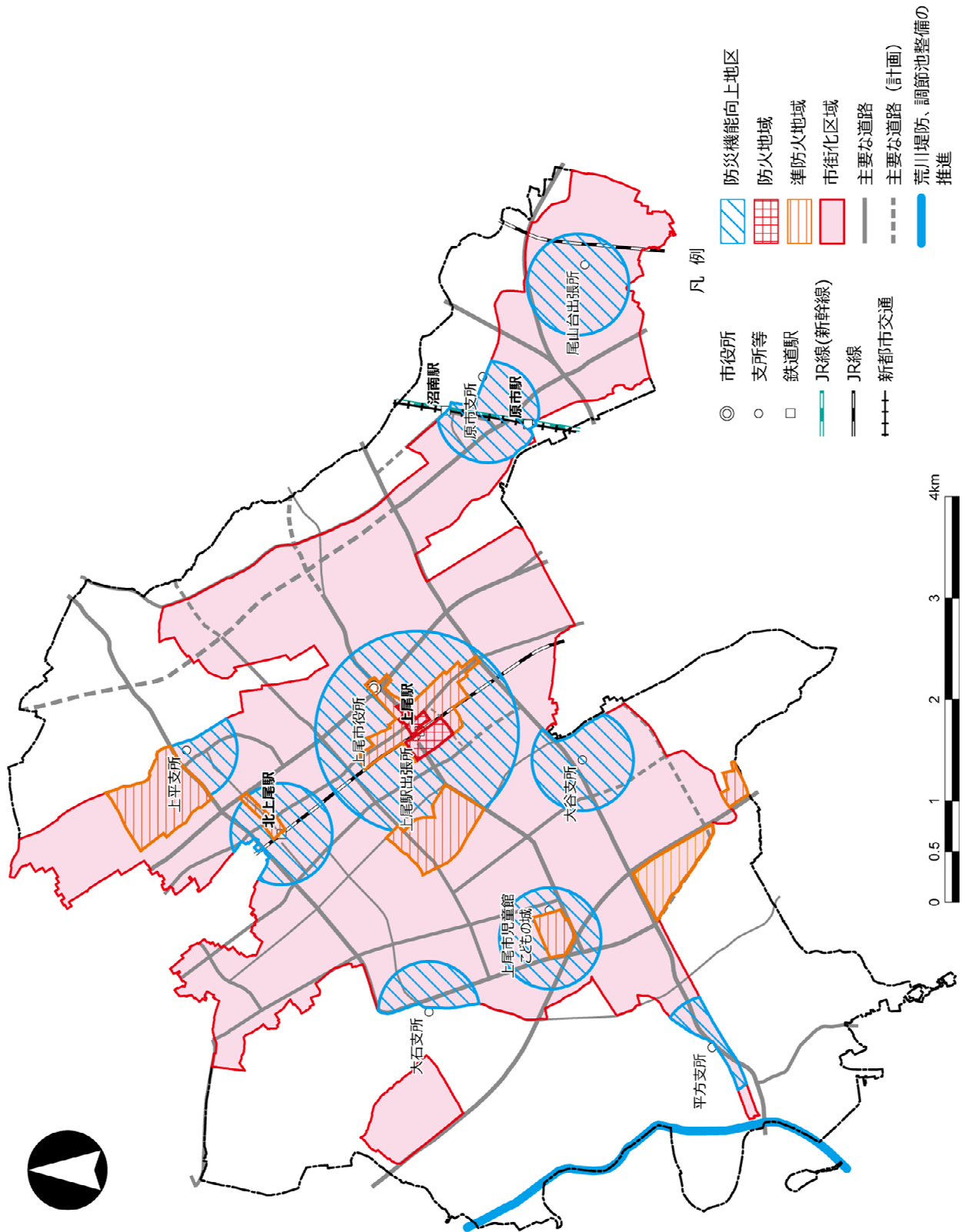
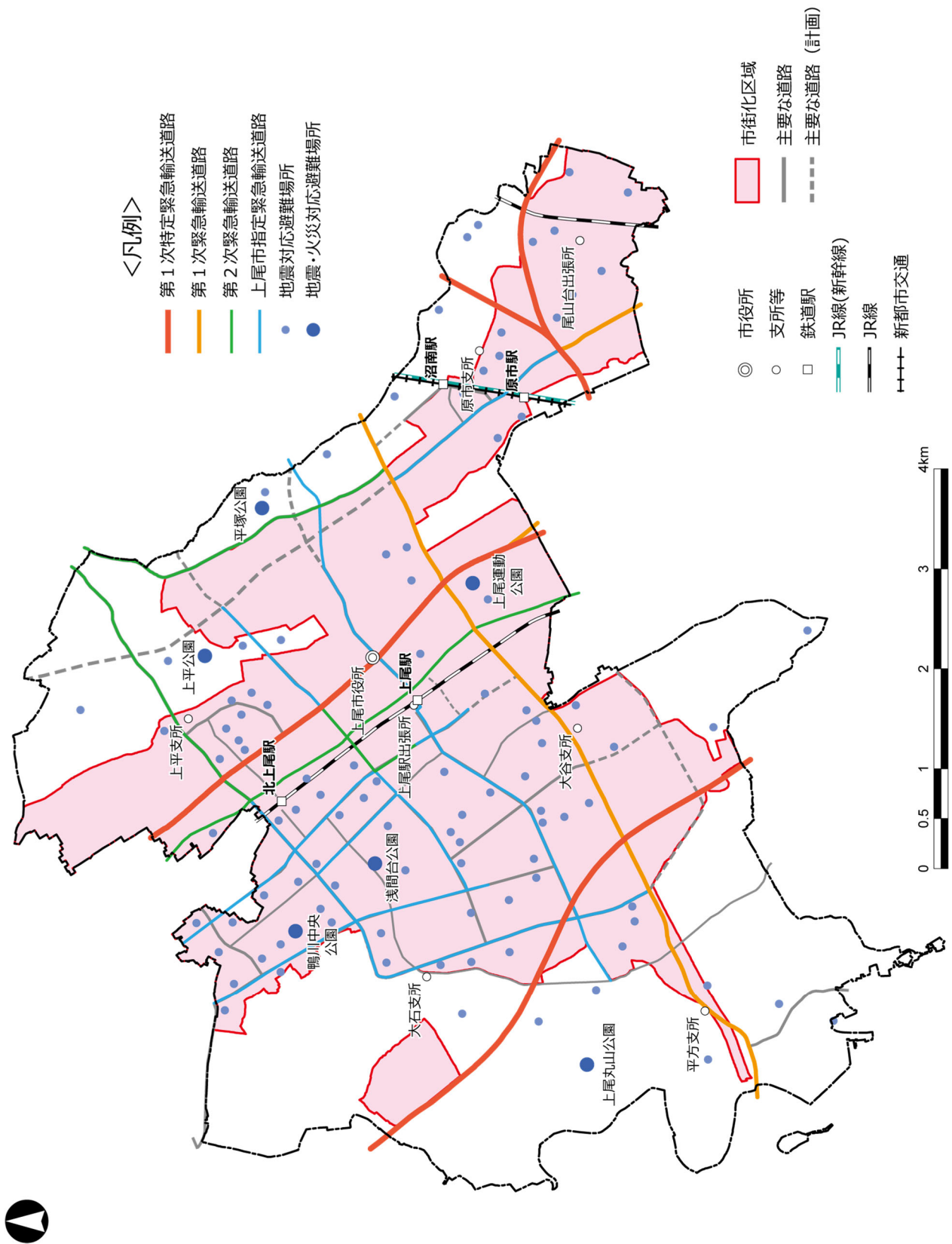


図4-9 避難場所・緊急輸送道路指定図



(2) 水害対策

① 河川施設の整備・機能向上の実施

- ・外水氾濫を予防するため、河川改修を推進するとともに、一級河川の整備促進を関係機関に要望します。
- ・国の直轄事業である、荒川左岸堤防等の整備を推進します。

② 減災に向けたまちづくりの推進

- ・上尾市総合治水計画に基づき、市民・地域・行政の役割分担と協働により、内水浸水の予防に向けた取り組みを推進します。
- ・水害発生時の被害の低減を図るため、浸水災害のリスクのある区域における土地利用や建築立地のあり方について検討します。
- ・洪水ハザードマップを適宜更新し、最新の情報を市民に提供するなど、浸水被害のリスク情報を提供することで、避難誘導への活用や防災意識の向上を図ります。
- ・市民による避難準備や迅速な水防活動を支援するため、河川の状況をリアルタイムで市民へ向けて公開する、河川監視カメラの設置と適切な運用を図ります。



河川監視カメラからの画像(鴨川ずずむき橋)

③ 河川流量の負担軽減

- ・浸水被害の軽減を図るため、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針などを定める雨水管理総合計画を策定します。
- ・一定規模の浸水被害のおそれがある地区については、重点対策地区として、雨水管などの整備を優先的・段階的に実施します。
- ・一般家庭においては、雨水貯留施設の設置の助成などにより、雨水流出抑制対策を進めます。
- ・歩道を整備する際には、透水性舗装を実施するとともに、公共下水道区域においては、地域の実情を考慮しながら、浸透枒や浸透側溝の設置を推進します。
- ・土地開発に伴う雨水流出を抑制するため、開発許可関連基準にある雨水排水抑制施設の設置基準など、雨水排水抑制に関わる規定の条例化を検討します。
- ・上尾市総合治水計画に基づき、ブロックごとの浸水対策を推進します。

■ 目標指標

No	指 標	管理主管課	基 準 値	基準値から見た 指標の方向性 (令和12年度末)
1	防火地域及び準防火地域指定面積	都市計画課	168.2ha	↗
2	消防水利施設設置基数	警防課	3760基	↗
3	災害用ヘリポート登録箇所数	危機管理防災課	13箇所	↗
4	雨水貯留施設助成件数	河川課	204件	↗

第1章
計画の概要

第2章
上尾市の現状特性と
まちづくりの課題

第3章
基本構想

第4章
分野別方針

第5章
地域別方針

第6章
計画の推進方針

資料
編